

## 平成29年第4回公安委員会定例会議概要

開催日	平成29年2月2日(木)
開催場所	熊本県警察本部公安委員会室

### 第1 定例会議

#### 各部からの報告

#### 1 平成28年中のわいせつ・声かけ事案の届出、通報状況について

生活安全部から、平成28年中のわいせつ・声かけ事案の届出、通報状況について、次のとおり報告があった。

##### 【報告の要旨】

平成28年中のわいせつ・声かけ事案の届出、通報件数については、1,252件(前年比-234件)であった。過去4年の平均値は1,279件であり、平均値においても-27件と減少している。

月別届出・通報状況は、10月が137件と最も多く、次いで6月及び9月がともに133件、5月115件の順で発生している。

被害者の学識別及び状態別状況は、学識別では小学生以下の被害者が295人(前年同期比-74人)、高校生が281人(同-3人)、中学生が178人(同-5人)であり、高校生以下が全体の60.2%と半数以上を占めている。

被害時の状態別は、帰宅中の被害が576件(前年同期比-127件)で全体の46.0%を占め最多であり、他にも買い物中、遊戯中などに発生している。

警察では、子ども、女性に対する犯罪の前兆であるわいせつ・声かけ事案の行為者の検挙、指導・警告を積極的に実施しており、平成28年中、県下で迷惑防止条例違反、公然わいせつ、軽犯罪法違反など255件を検挙及び指導・警告しているが、そのうち、警察本部の子ども・女性安全対策係で33件を検挙し、55件を指導・警告している。

##### 【委員からの質問及び警察からの説明等】

**委員**から、「わいせつ・声かけ事案の被害は、小・中・高生に多いが、学校周辺に対する注意喚起はどのようにして行っているのか。」旨の質問があり、**警察**から、「学校に対して直接連絡を行い、活用できる場合は、自治体の防災無線も活用している。その他、「ゆっぴー安心メール」や「地域安全ニュース」等のチラシを配付して注意喚起するなど、重層的に情報を伝達している。」旨の説明があった。

#### 2 平成28年中の生活環境事犯取締り状況等について

生活安全部から、平成28年中の生活環境事犯取締り状況等について、次のとおり報告があった。

##### 【報告の要旨】

##### (1) 生活環境事犯取締り状況等

平成28年中の生活環境事犯の検挙件数は、489件(前年比-54件)、検挙人員360人(同-85人)であった。

経済事犯では、著作権法違反の検挙が24件(前年比-26件)であり、減少した要因は、捜査の端緒である告訴が減少したことによるものと見られる。また、ヤミ金融関連事犯の犯罪収益法違反59件(同+7件)を検挙し

ている。

環境事犯では、廃棄物処理法違反の検挙が72件（前年比－26件）であり、減少した要因は、熊本地震により、無料回収期間が設けられたことに便乗し、一般ゴミが廃棄されたことによるものと考えられる。

風俗事犯では、客引きの検挙が11件（前年比－15件）であり、減少した要因は、熊本地震により繁華街がダメージを受け、一時客引き自体がいなくなったこと及び計画的な取締りができなかったことによるものである。

(2) 犯行助長サービス対策の実施状況

犯行助長サービス対策では、口座凍結323件（前年比－354件）、携帯電話対策119件（同－70件）、有害情報削除159件（同＋94件）、ヤミ金融相談件数168件（同－195件）であった。

口座凍結及び携帯電話対策が減少した要因については、ヤミ金融に関する警察相談が減少したことによるものであり、全国警察を挙げて犯罪収益法違反の検挙に積極的に取り組んだ成果であると見られる。

一方で有害情報削除が増加している要因は、各署において積極的なサイバースパトロール等を実施して端緒情報を入手したことによるものである。

(3) 震災関連事件の検挙等

熊本地震に関連して、

- 特定商法取引法違反（不実告知、書面不交付）事件～熊本北署
- 入管法違反（不法就労助長）事件～宇城署、熊本東署
- 熊本県消費者生活条令違反（誤信を招く情報提供）の指導警告～菊池署

等の事件を検挙している。

(4) 今後の方針

被害の未然防止及び被害拡大防止のため、早期に事件化を図るとともに、各署に熊本地震に絡む事件については報告を求めており、本部と一体となった取組を実施していく。

### 3 業務の合理化・効率化に関する検証結果について

刑事部から、昨年5月から実施中の業務の合理化・効率化施策の検証結果について、次のとおり報告があった。

#### 【報告の要旨】

(1) 検証方法

全23項目中、昨年12月末までに実施した17項目について

- 削減効果時間の算出
- 無記名アンケートの実施（刑事部門、生安部門、地域部門）
- 聞き取り調査の実施（刑事部門）
- 時間外実績の比較調査の実施

等の方法により検証を行った。

(2) 検証結果

ア 削減効果時間

算出可能な13項目について概算値を出したところ、県警全体での業務時間が年間約72,466時間が削減されることが確認された。

イ 無記名アンケート及び聞き取り調査

- 最も合理化・効率化につながっているもの
  - ・ 刑事・生活安全各部門～丁数記載方法の変更、総括報告書の簡略化
  - ・ 地域部門～微罪処分及び簡易事件作成書類の省力化、代用書面の導入

○ 時間外勤務及び決裁負担

刑事部門の約7割の者が「時間外勤務が減少し、決裁負担も軽減した。」と回答した。

ウ 時間外勤務実績

時間外勤務時間については、刑事部門では、Aクラスの熊本東警察署において微増したが、他の3警察署では減少した。また、地域部門では全警察署において減少した。

(3) 分析結果

- 捜査書類作成にかかる過重化の改善、業務時間の削減等
- 決裁負担の軽減による捜査指揮の効率化

(4) 今後の課題と取組予定

- 業務の合理化・効率化に対する更なる意識改革
- 捜査員個々の能力向上に向けた教養の推進
- 現場の声に基づく合理化・効率化の更なる推進

**【委員からの質問及び警察からの説明等】**

委員から、「これまで疑いもなくやっていたことについて、これでいいのかと考へ、それを変えようという覚悟で取り組んだことは素晴らしい。幹部のリーダーシップの下でどんどんやっていただきたい。」「柔軟な発想で、現場の意見に耳を傾け、検証しながら、継続して取り組んでいただきたい。」「今後は、合理化・効率化により削減した勤務時間をワークライフバランスに活用できるような意識改革にも取り組んでいただきたい。」旨の発言があり、警察から、「震災対応に追われる中、刑事企画課を中心に、警察署員のアンケート調査を実施し、実際に現場に足を運び、問題点を抽出し、前例踏襲ではなく変えていこうという姿勢で、更には、検察庁に対してもその必要性を強く説明し理解を得て取り組んできた結果である。」「この取組を警察庁も含め、全国に発信していきたい。」旨の説明があった。

**第2 報告・決裁等**

**1 熊本県警察氷川機動センターの名称を定める告示の決裁**

警務部総合企画室長から、熊本県警察氷川機動センターの名称を定める告示についての説明があり、決裁が行われた。

**2 熊本県運転免許センターの名称を定める告示の決裁**

警務部総合企画室長から、熊本県運転免許センターの名称を定める告示についての説明があり、決裁が行われた。

**3 福井県公安委員会からの援助要求の決裁**

警備第二課次席から、福井県公安委員会からの援助要求についての説明があり、決裁が行われた。

**4 平成29年第3回定例会会議録の決裁**

公安委員会事務室から、平成29年第3回定例会会議録の説明があり、決裁が行われた。

**5 要望（H29No.1）の受理決裁**

公安委員会事務室から、要望（H29No.1）受理の報告があり、決裁が行われた。

**第3 事務連絡等**

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。